

# 【 目 次 】

## 第1編 総則

---

第1章 計画の目的と方針	1-1
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画の概要	1-2
1. 計画の構成と内容	1-2
2. 他の計画及び諸法令に基づく計画との関係	1-2
3. 計画の修正と習熟	1-3
4. 計画の進捗の把握	1-4
第3節 防災に関する基本方針	1-4
1. 基本目標	1-5
2. 行政の責務と市民の心構え	1-6
3. 防災施策の大綱	1-6
第2章 河内長野市の概況と災害想定	1-9
第1節 河内長野市の概況	1-9
1. 自然・社会的条件	1-9
2. 災害履歴	1-10
第2節 災害の想定	1-12
1. 想定災害	1-12
2. 地震被害想定	1-14
3. 災害の発生する時間帯・季節が異なる場合の留意事項	1-19
第3章 防災関係機関と市民・事業者の役割	1-20
第1節 防災関係機関の業務大綱	1-20
1. 河内長野市	1-20
2. 大阪府	1-23
3. 大阪府警察(河内長野警察署)	1-24
4. 指定地方行政機関	1-24
5. 自衛隊(陸上自衛隊第三師団)	1-24
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関	1-24
7. 公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者	1-25
第2節 市民・事業者の基本的責務	1-26

## 第2編 災害予防対策編

---

第1章 災害に強い人づくり	2-1
第1節 自主防災体制を整備(支援)する	2-1
1. 市民の自主防災組織の結成及び育成を行う	2-1
2. 事業所の自主防災組織の育成を行う	2-3
3. 自主防災組織の救助活動を支援する	2-3
第2節 市民の防災意識の高揚を図る	2-4
1. 市民の防災知識の普及啓発を図る	2-5
2. 学校における防災教育を行う	2-6
3. 災害教訓を伝承する	2-6
第3節 企業防災を推進する	2-7
1. 企業防災対策を推進する	2-7
第4節 災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を行う	2-8
1. 災害危険箇所の調査を行う	2-8
2. 防災対策の研究を行う	2-9
第2章 災害に強いまちづくり	2-10
第1節 都市の防災機能を強化する	2-10
1. 防災空間の整備を図る	2-11
2. 都市基盤施設の防災機能を強化する	2-12
3. 木造密集市街地の整備促進を図る	2-12
4. 土木構造物の耐震対策を強化する	2-12
5. ライフラインの災害予防対策を強化する	2-13
6. 電力施設設備の強化・保全を図る	2-14
7. ガス施設設備の強化・保全を図る	2-14
8. 電気通信施設設備の強化・保全を図る	2-15
第2節 建築物の耐震対策を強化する	2-16
1. 建築物の耐震対策を強化する	2-17
2. 建築物の安全性に関する指導と福祉的整備を推進する	2-17
3. 地下空間の浸水防止を啓発する	2-18
4. 文化財を災害から保護する	2-18
第3節 火災予防対策を推進する	2-19
1. 火災予防のための指導を実施する	2-19
2. 火災予防検査を実施する	2-20
3. 建築物等の火災予防対策を強化する	2-20
4. 林野の火災予防対策を強化する	2-21
第4節 ライフライン確保体制を整備する	2-22
1. 上水道の防災対策を強化する	2-23
2. 下水道の防災対策を強化する	2-23

3. 市民への広報活動を行う	2-24
4. 電力防災対策を強化する	2-24
5. ガス防災対策を強化する	2-25
6. LPガス防災対策強化する	2-26
7. 通信防災対策を強化する	2-26
第5節 交通確保体制を整備する	2-27
1. 道路施設の交通確保のための体制を整備する	2-28
2. 鉄軌道施設の交通確保のための体制を整備する	2-28
3. 乗合旅客自動車の交通確保のための体制を整備する	2-28
第6節 水害予防対策を強化する	2-28
1. 河川の改修を推進する	2-29
2. 水害防止対策を強化する	2-29
3. 地下空間の浸水災害対策を推進する	2-30
4. 下水道の雨水対策を強化する	2-30
5. 農地の湛水被害を防止する	2-31
第7節 土砂災害の予防対策を推進する	2-32
1. 急傾斜地崩壊対策を強化する	2-34
2. 地すべり対策を強化する	2-34
3. 土石流対策(砂防)を強化する	2-34
4. 山地災害対策を強化する	2-35
5. 宅地造成工事規制区域内における工事許可申請を受ける	2-35
6. 土砂災害警戒区域等における防災対策を推進する	2-35
7. 警戒避難体制を整備する	2-36
8. 複合災害への対応に備える	2-37
第8節 危険物等の災害予防対策を強化する	2-38
1. 危険物災害予防対策を強化する	2-39
2. 高圧ガス災害予防対策を強化する	2-39
3. 火薬類災害予防対策を強化する	2-39
4. 毒物・劇物災害予防対策を強化する	2-39
5. 放射性同位元素にかかる災害予防対策を強化する	2-40
第3章 災害への適切な対応	2-41
第1節 市及び関係機関の防災体制を整備する	2-41
1. 組織体制と配備体制を整備する	2-41
2. 防災拠点機能等の確保、充実を推進する	2-43
3. 地域防災拠点を整備する	2-43
4. 装備資機材等の備蓄を推進する	2-44
5. 防災訓練を実施する	2-44
6. 職員等の防災対応力の向上を図る	2-45
7. 広域防災体制を整備する	2-45
8. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制を整備する	2-45
9. 自治体被災による行政機能の低下等への対策を推進する	2-46

第2節 情報収集伝達体制を強化する	2-47
1. 災害情報収集伝達システムの基盤整備を推進する	2-47
2. 土砂災害情報相互通報システムの整備を推進する	2-48
3. 災害広報体制を整備する	2-48
4. 報道機関との協力体制を確保する	2-49
5. 災害時の広聴体制を整備する	2-49
第3節 消防・救急救助体制を確保する	2-50
1. 消防力の充実を図る	2-50
2. 広域消防応援体制を確保する	2-51
3. 連携体制を確保する	2-51
4. 消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化を整備する	2-51
第4節 災害時医療体制を整備する	2-52
1. 医療救護活動の構築を図る	2-52
2. 医療機関の情報伝達体制を整備する	2-53
3. 現地医療体制を整備する	2-53
4. 後方医療体制を整備する	2-54
5. 医薬品等を確保する	2-55
6. 緊急輸送手段を確保する	2-55
7. 関係機関との協力体制を確立する	2-56
第5節 緊急輸送体制を整備する	2-56
1. 陸上輸送体制を整備する	2-57
2. 輸送手段の確保体制を整備する	2-57
3. 交通規制・管制体制を整備する	2-58
4. 災害時用臨時ヘリポートを指定する	2-58
第6節 要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する	2-59
1. 「福祉のまちづくり」としての整備・改善を推進する	2-60
2. 社会福祉施設等における対策を強化する	2-60
3. 在宅の避難行動要支援者への対策を強化する	2-61
4. 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する	2-62
5. 福祉避難所における避難体制を整備する	2-65
6. 福祉サービスの継続と関係機関の連携を強化する	2-65
7. 外国人等への対策を強化する	2-65
第7節 避難収容体制を整備する	2-66
1. 避難地・避難路を選定する	2-67
2. 避難地・避難路の安全性の向上を図る	2-68
3. 避難所の選定と運営管理体制を整備する	2-68
4. 避難誘導体制を整備する	2-70
5. 応急仮設住宅等の事前準備を行う	2-70
第8節 二次災害防止体制を整備する	2-72
1. 応急危険度判定体制を整備する	2-72
2. 斜面判定制度の活用を図る	2-73

第9節 帰宅困難者対策を推進する	2-73
1. 帰宅困難者対策を推進する	2-73
第10節 生活物資の備蓄体制を整備する	2-74
1. 給水体制を確保する	2-75
2. 食糧・生活必需品の備蓄・供給体制を整備する	2-76
第11節 ボランティアの活動環境を整備する	2-78
1. 受入れ窓口を整備する	2-78
2. 事前登録を推進する	2-79
3. ボランティアコーディネーターを育成する	2-79
4. 活動支援体制を整備する	2-79
5. 多様な人材の協力	2-79
第4章 第四次地震防災緊急事業五箇年計画の推進	2-80

## 第3編 災害応急対策編

---

第1章 応急活動体制の確立	3-1
第1節 応急活動体制を確立する	3-1
1. 災害警戒本部を設置・運営する	3-1
2. 災害対策本部を設置・運営する	3-2
3. 職員を動員配備する(地震)	3-5
4. 職員を動員配備する(風水害)	3-10
第2章 応援の要請	3-14
第1節 広域応援要請及び要員確保を行う	3-14
1. 応援を要請する	3-14
2. 職員の派遣を要請する	3-15
3. 応援を受入れる	3-15
4. 労働力を確保する	3-16
5. 要員の災害対策を確立する	3-17
第2節 自衛隊に災害派遣を要請する	3-18
1. 自衛隊に災害派遣を要請する	3-18
2. 府・自衛隊の判断による災害派遣を受ける	3-19
3. 派遣部隊を受入れる	3-20
4. 派遣部隊等の撤収を要請する	3-21
第3章 情報の収集・伝達	3-22
第1節 地震に関する情報を収集・伝達する	3-22
1. 地震に関する情報等を収集・伝達する	3-22
第2節 気象予報等の情報を収集・伝達する	3-24
1. 気象予警報等を収集する	3-24
2. 気象予警報等を伝達する	3-28
3. 水防警報を発する	3-34
4. 雨量・水位等に関する情報を収集する	3-34
5. 水害・土砂災害の警戒体制をとる	3-35
6. ライフライン・交通等の警戒体制をとる	3-39
7. 火災警報を発令する	3-40
8. その他の異常現象を措置する	3-40
第3節 被害情報を収集・伝達する	3-41
1. 初動情報を把握する	3-42
2. 被害状況等を把握する	3-42
3. 被害状況を関係機関に報告する	3-43
4. 被害状況を大阪府等に報告する	3-44
5. 異常現象を通報する	3-45
6. 通信手段を確保する	3-45

第4節 災害時における通信連絡を実施する	3-47
1. 通信連絡窓口を設置する	3-47
2. 通信連絡手段を確立する	3-47
第4章 災害情報の広報・広聴	3-50
第1節 災害広報を行う	3-50
1. 災害広報を行う	3-50
2. 報道機関と連携する	3-51
3. 広報資料を収集する	3-52
4. 広聴活動を行う	3-52
第5章 消防・救助活動及び医療救護の実施	3-53
第1節 消防・救急救助活動を実施する	3-53
1. 消防・救急救助活動を実施する	3-53
第2節 医療救護を実施する	3-54
1. 医療救護を行う	3-55
2. 医療情報の収集活動を行う	3-55
3. 現地医療対策を確立する	3-55
4. 後方医療対策を確立する	3-57
5. 災害医療機関の役割を確立する	3-58
6. 医療器具、医薬品等を調達する	3-58
7. 助産救護活動を行う	3-59
8. 長期医療を行う	3-59
9. 救護所・救護医療機関の応急復旧を行う	3-59
10. 個別疾病対策を講ずる	3-59
第6章 緊急輸送体制及び交通規制の実施	3-60
第1節 緊急輸送を実施する	3-60
1. 緊急輸送体制を確立する	3-60
2. 緊急輸送手段を確保する	3-60
3. 緊急交通路を確保する	3-61
4. 緊急通行車両を確認する	3-62
5. 輸送基地を確保する	3-62
第2節 交通規制を実施する	3-62
1. 交通規制体制を確立する	3-63
2. 交通規制を行う	3-64
3. 交通規制措置を広報する	3-65
4. 道路交通を確保する	3-65
第7章 避難行動要支援者対策	3-66
第1節 避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う	3-66
1. 避難行動要支援者の安否確認を行う	3-66

2. 避難行動要支援者を避難所等へ移送する	3-66
3. 避難行動要支援者の被災状況とニーズを把握する	3-66
4. 被災した避難行動要支援者への支援活動を行う	3-67
<b>第8章 避難活動の実施</b>	<b>3-68</b>
<b>第1節 避難対策を実施する</b>	<b>3-68</b>
1. 避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する	3-68
2. 避難情報伝達、準備、誘導を行う(地震時)	3-72
3. 避難情報伝達、準備、誘導を行う(風水害時)	3-74
4. 警戒区域を設定する	3-75
<b>第2節 避難所を開設・運営する</b>	<b>3-77</b>
1. 避難所を開設する	3-77
2. 避難所を運営する	3-78
3. 学校・社会福祉施設等において避難を実施する	3-81
4. 他地域へ避難する	3-81
5. 避難所の早期解消に取り組む	3-82
<b>第9章 被災者の生活支援</b>	<b>3-83</b>
<b>第1節 災害救助法を適用する</b>	<b>3-83</b>
1. 災害救助法を適用する	3-83
2. 災害救助法による救助を行う	3-84
<b>第2節 飲料水を供給する</b>	<b>3-85</b>
1. 災害時給水体制を確立する	3-85
2. 給水活動を行う	3-86
3. 医療機関・福祉施設等への緊急給水を行う	3-87
4. 応援体制を確立する	3-87
<b>第3節 食糧を供給する</b>	<b>3-88</b>
1. 災害時食糧供給体制を確立する	3-88
2. 市民へ食糧を供給する	3-90
3. 医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給を行う	3-91
4. 応援体制を確立する	3-91
<b>第4節 生活必需品等を供給する</b>	<b>3-92</b>
1. 災害時生活必需品供給体制を確立する	3-92
2. 市民へ生活必需品を供給する	3-94
3. 応援体制を確立する	3-94
<b>第10章 自発的支援の受入れ</b>	<b>3-95</b>
<b>第1節 ボランティアを受入れる</b>	<b>3-95</b>
1. 受入窓口を開設する	3-95
2. 活動拠点を提供する	3-95



第2節 義援金等を受付・配分する	3-96
1. 義援金を受付・配分する	3-96
2. 義援物資を受入れ・保管・配分・輸送を行う	3-96
3. 義援物資提供の際に配慮する	3-97
4. 支援金について広報を行う	3-97
5. 小包郵便料金を免除する	3-97
第3節 海外からの支援を受入れる	3-98
1. 府と連携して対応する	3-98
2. 支援を受入れる	3-98
第11章 メンタルケア(こころのケア)対策	3-99
第1節 こころのケア対策を行う	3-99
1. こころのケアのための体制を確立する	3-99
2. 巡回相談を行う	3-99
3. こころの健康相談等を行う	3-99
第12章 ライフラインの復旧	3-100
第1節 ライフライン関係の応急対策を実施する	3-100
1. 災害時ライフライン情報を収集・伝達する	3-100
2. ライフライン復旧連絡部会を設置する	3-101
3. 上水道を復旧する	3-101
4. 下水道を復旧する	3-103
5. 電力を復旧する	3-103
6. ガスを復旧する	3-103
7. 電気通信を復旧する	3-104
8. 鉄道を復旧する	3-105
9. バスを復旧する	3-105
10. 道路を復旧する	3-105
第13章 二次災害の防止	3-107
第1節 二次災害を防止する	3-107
1. 公共施設の二次災害を防止する	3-107
2. 応急工事を行う	3-108
3. 民間建築物・宅地の二次災害を防止する	3-108
4. 危険物等の二次災害を防止する	3-108
5. 放射性物質の二次災害を防止する	3-109
6. 地下空間浸水災害の対策活動を行う	3-109
第14章 捜索活動と遺体の収容・火葬	3-110
第1節 行方不明者を捜索する	3-110
1. 行方不明者を捜索する	3-110
第2節 遺体を収容・火葬する	3-110

1. 遺体を収容する	3-111
2. 遺体を火葬する	3-111
3. 応援を要請する	3-112
第15章 廃棄物処理と保健衛生	3-113
第1節 廃棄物を処理する	3-113
1. ごみ・災害廃棄物を処理する	3-113
2. 道路障害物を除去する	3-114
3. 住宅関係障害物を除去する	3-115
第2節 防疫・し尿処理を行う	3-115
1. 防疫対策を実施する	3-115
2. し尿を処理する	3-118
3. 動物の保護等を行う	3-118
第16章 文教対策の実施	3-119
第1節 学校教育を再開する	3-119
1. 実施責任者を定める	3-119
2. 学校における体制を確立する	3-119
3. 児童・生徒等を保護する	3-121
4. 応急教育を実施する	3-121
5. 就学等に関する措置を実施する	3-122
6. 給食に関する措置を実施する	3-122
7. 教育施設の応急整備を行う	3-123
8. 災害後の環境衛生を確保する	3-123
9. 児童・生徒の「こころのケア」対策を行う	3-123
第2節 文化財の災害応急対策を行う	3-123
1. 文化財の災害応急対策を行う	3-124
第17章 社会秩序の維持	3-125
第1節 社会秩序を維持する	3-125
1. 市民への呼びかけを行う	3-125
2. 警察による公共の安全と秩序維持のための警察活動を実施する	3-125
3. 物価の安定及び物資の安定供給を図る	3-125
第18章 その他災害応急対策	3-127
第1節 土砂災害・洪水応急対策	3-127
1. 河川施設、ため池農業用施設における応急対策を実施する	3-127
2. 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設における応急対策を実施する	3-127
3. その他公共土木施設における応急対策を実施する	3-128
第2節 林野火災応急対策	3-128
1. 火災の警戒を実施する	3-129
2. 火災通報等を行う	3-129
3. 活動体制を確立する	3-130

4. 林野火災対策資料を作成する	3-131
第3節 市街地災害応急対策	3-131
1. ガス漏洩事故対策を実施する	3-131
2. 火災等の対策を実施する	3-132
3. 広域応援体制を確立する	3-132
4. 中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等による措置を実施する	3-132
5. 通報連絡体制を確立する	3-133
第4節 危険物等災害応急対策	3-133
1. 危険物災害応急対策を実施する	3-134
2. 高圧ガス災害応急対策を実施する	3-135
3. 火薬類災害応急対策を実施する	3-136
4. 毒物、劇物災害応急対策を実施する	3-137
第5節 大規模交通災害(航空機事故、鉄道事故、自動車事故)応急対策	3-138
1. 応急対策を実施する	3-138
第6節 原子力災害対策	3-141
1. 原子力災害応急対策を推進する	3-141
2. 広域避難者を受入れる	3-143
3. 放射線災害応急対策を実施する	3-144
第7節 その他災害応急対策	3-145

## 第4編 災害復旧・復興対策編

---

第1章 被災者の生活再建支援	4-1
第1節 住宅を確保する	4-1
1. 住宅対策を実施する	4-1
2. 公共住宅への一時入居を実施する	4-2
3. 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う	4-2
4. 住宅の確保・支援を行う	4-3
第2節 被災者の生活を確保する	4-4
1. 災害弔慰金等を支給する	4-4
2. 罹災証明書を交付する	4-5
3. 被災者生活再建支援金を支給する	4-5
4. 災害援護資金・生活資金等を貸付する	4-6
5. 租税等の減免及び徴収猶予等の措置を行う	4-7
6. 医療費の負担等を行う	4-7
7. 雇用機会を確保する	4-7
第3節 激甚災害の指定を受ける	4-8
1. 激甚災害指定による財政援助を受ける	4-8
第2章 地域支援	4-9
第1節 農産物災害応急対策を確立する	4-9
1. 農業施設応急対策を実施する	4-9
2. 農作物応急対策を実施する	4-9
3. 林産物応急対策を実施する	4-10
4. 畜産等応急対策を実施する	4-10
第2節 中小企業の復興支援を行う	4-10
1. 資金需要の把握・調査等を行う	4-11
2. 資金の融資措置を行う	4-11
3. 中小企業者に対する金融制度を周知する	4-11
第3節 農林業関係者の復興支援を行う	4-11
1. 資金需要の把握・調査を行う	4-12
2. 資金の融資措置を行う	4-12
3. 融資制度を周知する	4-12
第3章 復興	4-13
第1節 復興の基本方針を作成する	4-13
1. 基本方針を決定する	4-13
2. 原状に復旧する	4-13
3. 被害を調査する	4-13
4. 復興計画を作成する	4-14
5. 公共施設等を復旧する	4-14

## 付編1 東海地震関連情報に伴う応急対応

---

第1章 総則	付1-1
第1節 目的	付1-1
第2節 基本方針	付1-1
第2章 東海地震注意情報が発表された時の措置	付1-2
第1節 東海地震注意情報の伝達	付1-2
第2節 警戒態勢の準備	付1-2
第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	付1-3
第1節 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達	付1-3
第2節 警戒態勢の確立	付1-4
第3節 広報	付1-5
第4節 救援・救護	付1-5
第5節 警備・交通対策	付1-6
第6節 公共輸送等対策	付1-6
第7節 消防・水防・土砂災害対策	付1-6
第8節 危険物施設等対策	付1-7
第9節 避難対策	付1-8
第10節 ライフライン対策	付1-8
第11節 学校・医療機関・社会福祉施設対策	付1-9
第12節 劇場・高層建築物等対策	付1-11
第13節 社会秩序の維持	付1-11
第4章 市民、事業所等のとるべき措置	付1-12

## 付編2 東南海・南海地震防災対策推進計画編

---

第1章 総則	付2-1
第1節 推進計画の目的	付2-1
第2節 推進計画の性格と役割	付2-1
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	付2-1
第2章 災害対策本部の設置等	付2-2
第1節 災害対策本部の設置等	付2-2
第2節 本部等の組織及び運営	付2-2
第3節 災害応急対策要員の参集	付2-2
1. 参集・配備計画	付2-2
2. 自主参集	付2-2
第3章 地震発生時の応急対策等	付2-3
第1節 地震発生時の応急対策	付2-3
1. 情報の収集・伝達	付2-3
2. 消火活動・救助救急活動・医療活動	付2-3
3. 輸送活動	付2-3
4. 物資調達	付2-3
5. 施設の緊急点検・巡視	付2-4
6. 二次災害防止等	付2-4
7. 保健衛生活動・防疫活動	付2-4
8. 帰宅困難者対策	付2-4
第2節 資機材、人員等の配備手配	付2-5
1. 物資等の調達手配	付2-5
2. 人員の配備	付2-5
3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	付2-5
第3節 他機関に対する応援要請等	付2-6
1. 応援協定の運用	付2-6
2. 自衛隊の災害派遣要請の要求等	付2-7
3. 消防、警察の広域応援の受入れ	付2-8
第4章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	付2-9
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	付2-10
第1節 施設等の整備方針	付2-10
第2節 建築物、構造物等の耐震化	付2-10
1. 市施設の耐震化	付2-10
2. 一般建築物耐震化の促進	付2-10

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	付2-11
1. 避難地	付2-11
2. 避難路	付2-11
3. 消防用施設等の整備	付2-11
4. 消防活動用道路の整備	付2-11
5. 老朽住宅密集地の整備	付2-11
6. 緊急交通路の整備	付2-11
7. 社会福祉施設における整備	付2-12
8. 公立小・中学校等における整備	付2-12
9. 飲料水を確保する施設の整備	付2-12
10. その他	付2-12
第6章 防災訓練計画	付2-13
第1節 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施	付2-13
第2節 学校における防災訓練の実施	付2-13
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	付2-14
第1節 地域防災力の向上	付2-14
1. 家庭での防災対策の周知徹底	付2-14
2. 企業の防災活動の促進	付2-15
3. 市の措置	付2-15
第2節 地域防災上必要な教育及び広報に関する計画	付2-15
1. 市職員に対する教育	付2-15
2. 住民等に対する教育及び広報	付2-16
3. 児童、生徒等に対する教育	付2-17
4. 防災上重要な施設の管理者に対する教育	付2-17
5. 相談窓口の設置	付2-17
第8章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止	付2-18
第1節 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応	付2-18
1. 対応方針	付2-18
2. 応急危険度判定の迅速化等	付2-18
第2節 東海地震関連情報が発表された場合への対応	付2-18
1. 東海地震関連情報発表時	付2-18